

広島県公営企業管理規程第五号

広島県公営企業事務委任規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年四月一日

広島県公営企業管理者 沖 田 清 治

広島県公営企業事務委任規程の一部を改正する規程

広島県公営企業事務委任規程（昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第六条中「広島県広島水道事業所長及び広島県沼田川水道事務所長」を「広島県広島水道事務所長」に改め、同条第一号中「とする。」を削り、(九)を(十)とし、(八)を(十一)とし、(七)を(九)とし、(九)の前に次のように加える。

(八) 第十八条第二項の規定による最低水圧の検査請求の受理及び検査

第六条第一号中(六)を(七)とし、同号(五)中「又は制限」の次に「及び同条第二項の規定による給水の停止又は制限の通知」を加え、同号中(五)を(六)とし、(四)を(五)とし、(三)を(四)とし、(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

(二) 第九条第二項の規定による量水器の設置及び管理

第六条第二号中(四)を削り、(三)を(四)とし、(二)の次に次のように加える。

(三) 第十五条の二の規定による遅延損害金の徴収

第六条第三号中「設置」を「検査請求の受理及び検査並びに実使用水量の決定」に改め、同条第四号中「管理者」を「管理者の」に改め、同号(二)中「第三条第一項」を「第三条」に、同号(五)中「制限」の下に「及び同条第二項の規定による給水の停止又は制限の通知」を加え、同号(七)中「第十条第一項」を「第十条」に改める。

同条第五号に次のように加える。

(三) 第九条の二の規定による遅延損害金の徴収

第七条中「広島工業用水供給規程」を「広島県工業用水道条例」に、「同規程第十九条第二項」を「同条例第十八条第二項」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。